

# 学校再開に向けての留意事項

津山市教育委員会  
令和2年5月15日

## 1 児童生徒の健康・安全について

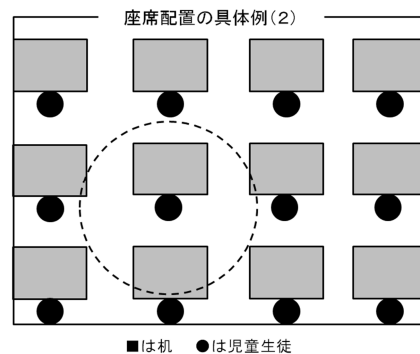
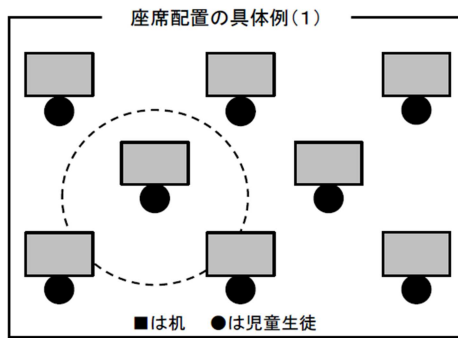
### (1) 健康観察

- ① 毎朝、体温を測り、発熱・咳などの症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。
- ② 家庭で登校前に検温をしていない児童生徒等に対しては、学校で体温を測定する。

### (2) 基本的な感染症対策

※「津山っ子5つの新しい学校生活様式」参照

- ① 児童生徒及び教員は、マスクを着用すること。また、教員は、児童生徒までの距離を可能な限り離す。(1～2m程度)
- ② 石けんでの手洗いの徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行う。
- ③ 教室等においては、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童生徒間の距離(1m程度)を離すよう配慮する。距離の確保が難しい学級については、マスク着用とこまめな換気を徹底する。



- ④ 可能な限り、窓は常時開けておく。難しい場合は、適度に換気を行う。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。
- ⑤ 給食中は、机を向かい合わせにせず、会話をしないよう指導する。
- ⑥ 学校施設については、特に児童生徒が手を触れる場所(教室のドア・手すり・スイッチ等)を1日1回消毒する。

## 2 学習について

- (1) 単元計画を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、学び残しがないようにする。夏季休業期間の取り扱いについては別途示す予定。
- (2) 感染拡大防止の観点から以下のようなリスクの高い学習活動は行わない。

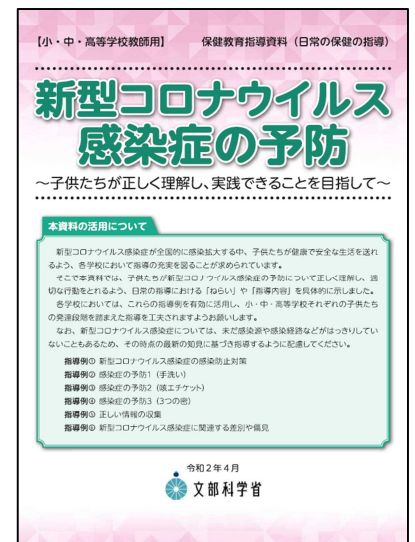
- ① 身体の接触を伴う活動（生活・体育・外国語活動・外国語・英語・音楽等）
  - ② 調理等の実習（家庭科・自立活動等）
  - ③ 長時間活動するグループ学習（生活・総合的な学習の時間・特別活動等）
  - ④ 歌唱や口に触れる楽器の演奏（音楽等）
- (3) 一定期間欠席した児童生徒の学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施したり、追加の家庭学習を適切に課す等の必要な手立てを講じる。
- (4) 授業中、水分補給をさせ、熱中症予防に努める。

### 3 部活動について

- (1) 急な運動は避け、徐々に身体をならしていく。
- (2) 可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、できる限りの換気に努める。
- (3) 密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- (4) 用具等の共用は、可能な限り避ける。
- (5) できる限りマスクを着用することが望ましい。
- (6) 部室、更衣室の使用については、一斉に使用しないなどの工夫をする。

### 4 感染者等に対する偏見や差別について

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心に、児童生徒等の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー、教育相談電話等を活用し、一人一人の不安に寄り添う。
- (2) 誹謗中傷やデマ等、偏見や差別につながるような言動を見逃さず、毅然とした態度で対応する。
- (3) 児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底する。
- (4) 資料「新型コロナウイルス感染症の予防」等を活用しながら児童生徒に感染症の予防についての正しい知識を身につけさせる。



出典：文部科学省

### 5 保護者への情報発信について

- (1) 保護者が児童生徒を学校へ安心して送り出せるよう、学校の健康安全対策や心のケアについて、学校だよりや学級通信等で知らせる。
- (2) 今後の変更された教育課程をわかりやすく丁寧に説明する機会を設ける。